

学校制度決定までのプロセス

			推進協議会	議 会	教育委員会・総合教育会議・課長会議
7 月	31	水	第 4 回推進協議会 アンケート結果を踏まえた協議会の方向性の決定（仮）		
8月	1	金			課長会議 第3回協議会の報告
	25	月	第 5 回推進協議会 地域説明会用資料の確認、基本構想（ソフト）（案）を提示		
	28	木			教育委員会・総合教育会議 協議会の進捗報告
	—			議会全員協議会 第 4 回、第 5 回の報告	
9月	1	月			課長会議 第4回、5回協議会の報告
	中下旬		地域説明会 東小		
			地域説明会 南小		
			地域説明会 大河原小		
			地域説明会 昭和中		
10月	1	水			課長会議 地域説明会の報告
	中旬		第6回推進協議会 地域説明会まとめ、基本構想（ソフト）決定（仮）		
	下旬			議会全員協議会 第 6 回の報告	
					教育委員会・総合教育会議 基本構想（ソフト）決定
11月～			建設候補地等（ハード）の検討を開始		

- ※1 日程は、計画であるため変更があります。
- ※2 基本構想（ソフト）は、内容が教育課程等であるため、教育委員会及び総合教育会議の職務権限となりますので、そこでの判断となります。
- ※3 議会の議決が必要となる事項は、「昭和村立学校設置条例」の改正と関連予算になります。なお、条例の改正時期は建物が完成し、公用を開始する直前までに行われればよく、それぞれの自治体の事情に応じて判断すべきとなっています。しかし、条例を提出するには関連予算が的確に講ぜられる見込みが必要（地方自治法第222条の規定）となります。